

第2回
館林市・板倉町合併協議会
会議録

日時：平成28年9月2日（金）午後2時
場所：館林市文化会館小ホール

別記様式第1号（第7条関係）

会議録

会議の名称	第2回 館林市・板倉町合併協議会	
開催日時	平成28年9月2日（金） 午後2時開会・午後3時40分閉会	
開催場所	館林市文化会館 小ホール	
議長氏名	安楽岡 一 雄	
出席者氏名	「出席者名簿」のとおり	
事務局氏名	「出席者名簿」のとおり	
会議事項	議題	会議結果
	「会議事項」のとおり	「会議事項」のとおり
会議経過	「会議経過」のとおり	
会議資料	第2回 館林市・板倉町合併協議会 会議資料	
会議録の確定	確定年月日	署名
	平成28年10月6日（木）	指名委員氏名 多田善洋
	平成28年10月11日（水）	指名委員氏名 荒井英世

出席者名簿

【敬称略】

規約	氏名	
会長	安樂岡 一 雄	
副会長	栗 原 実	
1号委員	小 山 定 男	
2号委員	向 井 誠	多 田 善 洋
	青 木 秀 夫	荒 井 英 世
3号委員	野 村 晴 三	高 橋 次 郎
	井野口 勝 則	市 川 初 江
	延 山 宗 一	今 村 好 市
4号委員	吉 間 常 明	鈴 木 優
5号委員	山 崎 紀 夫	福 田 榮 次
	増 田 文 和	市 澤 孝 一
	小野寺 幸 一	江 森 富 夫
6号委員	中 里 重 義	
7号委員	青 木 秀 夫 (重複)	
幹 事	栗 原 誠	根 岸 一 仁
	小 嶋 栄	
事務局長	田 沼 孝 一	
事務局次長	林 成 明	丸 山 英 幸
事務局係長	木 村 和 好	舘 野 雅 英
事務局係員	石 井 博	鈴 木 誠
	田部井 啓 介	

欠席者 5号委員 河 本 榮 一

会議事項

1 開会

2 開会あいさつ

3 審議事項

議案第6号新市基本計画の策定方針について

⇒原案のとおり可決

4 協議事項

協議第1号【合併協定項目1】合併の方式について

⇒次回以降の審議事項とする

協議第2号【合併協定項目2】合併の期日について

⇒次回以降の審議事項とする

協議第3号【合併協定項目3】新市の名称について

⇒次回以降の審議事項とする

協議第4号【合併協定項目4】新市の事務所の位置について

⇒次回以降の審議事項とする

協議第5号【合併協定項目6】議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

⇒次回以降の審議事項とする

協議第6号【合併協定項目7】地方税の取扱いについて

⇒次回以降の審議事項とする

協議第7号【合併協定項目10】農業委員会の取扱いについて

⇒次回以降の審議事項とする

協議第8号【合併協定項目11】特別職の身分の取扱いについて

⇒次回以降の審議事項とする

5 その他

合併協議会ホームページの公開及び合併協議会だよりの発行について

6 閉会あいさつ

7 閉会

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
田沼事務局長	<p>それでは、定刻となりましたので、ただいまから第2回館林市・板倉町合併協議会を開会いたします。</p> <p>本日の進行役を務めさせていただきます合併協議会事務局長の田沼と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>始めに、ご報告をいたします。本合併協議会は、協議会規約第9条第1項の規定により、会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができないと定められております。本日は、河本委員がご都合により欠席をされておりますが、会議が成立しておりますことを報告いたします。</p> <p>次に、本日の資料の確認をさせていただきます。事前に送付をさせていただいた次第、会議資料、1枚紙の別紙資料のほかに、本日テーブルの上に配付させていただきました座席表、出席者名簿、合併協議会だよりでございます。不足などがございましたらお申しつけください。</p>
田沼事務局長	<p>それでは、次第に基づきまして、開会の挨拶をいただきます。</p> <p>安楽岡会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
安楽岡会長	<p>本日は、大変ご多忙のところご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。第2回の合併協議会を開催するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>本協議会につきましては、7月15日に第1回の協議会を開催し、事業計画、予算、合併協定項目やその調整方針などについてご承認をいただいたところでございます。</p> <p>本日の会議では、新市基本計画を策定するに当たっての方針や考え方をご確認いただきますとともに、重要な合併協定項目につきまして、委員の皆様のご共通理解を図りたいと考えております。</p> <p>合併の方式や新市の名称など、合併協議の出発点とも言える大切な案件につきましては、本日の会議の結果を持ち帰っていただき、委員の皆様が</p>

	<p>所属する組織としての意見や考え方を伺っていただくなど、少し時間をかけながら丁寧に決定してまいりたいと考えております。</p> <p>本日の会議より、合併協議のより具体的な内容に入るわけですが、新たなまちに生まれ変わるという大きな目標に向けて、委員皆様の忌憚のないご意見を拝聴したいと考えております。</p> <p>また、傍聴においでいただきました皆様におかれましても、館林市と板倉町の合併協議について、ご理解を深めていただく機会となれば幸いです。</p> <p>本日の会議が合併協議の進展に結びつくことを期待いたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。</p>
田沼事務局長	<p>続きまして、議事に入る前に、会議に当たっての留意事項を申し上げます。</p> <p>会議における質問、発言等に際しましては、挙手の上、お名前を言っていただくとともに、あわせてマイクのご使用をお願いいたします。</p> <p>それでは、合併協議会規約第9条第2項の規定により、会議の議長は、会長が務めることになっておりますので、これ以降の進行を会長をお願いいたします。</p> <p>それでは、安楽岡会長、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、規約に基づきまして、暫時議長を務めさせていただきます。</p> <p>審議、協議事項につきまして、委員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>会議に先立ちまして、会議録署名人の選出を行います。</p> <p>議長が出席委員の中から2名を指名することになっておりますので、本日の会議につきましては、館林市の多田委員と板倉町の荒井委員をお願いいたしたいと存じますが、いかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議長	<p>異議なしの声を受けておりますので、それでは、お二人に会議録署名人をお願いいたします。よろしくお願いをいたします。</p>

<p>林事務局次長</p>	<p>議事に入る前ではありますが、事務局より別紙1枚紙の資料をご説明いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局次長の林でございます。それでは、別紙1枚紙の資料、館林市・板倉町合併協議会へ提出する議題名の定義説明につきまして、ご説明を申し上げます。</p> <p>本協議会において協議する各合併協定項目につきましては、今後、次の形式で提案してまいりたいと考えております。</p> <p>提出する議題の形式と定義につきましては、次の3つに区分をいたします。</p> <p>(1)、報告事項につきましては、本協議会に関連する事項の経過や結果について、協議会に報告・お知らせするものでございます。報告第〇〇号として提出をいたします。</p> <p>(2)、審議事項につきましては、本協議会に図り、ご審議の上、ご決定いただくものでございます。議案第〇〇号として提出いたします。</p> <p>(3)、協議事項につきましては、本協議会に説明し、次回以降の審議事項とするものでございます。協議第〇〇号として提出いたします。</p> <p>なお、この協議事項につきましては、ご決定をいただく審議事項のうち、重要なものにつきまして、事前説明を行わせていただき、委員各位の共通理解を図った上で、後日、審議決定を行わせていただきたいと思いますと考えているものでございます。</p> <p>以上、議題名の定義説明でございます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたが、この件に関しまして何かございますか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、今後の議題の形式と定義、その取扱いにつきましては、よろしくお願いいたします。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>議案第6号 新市基本計画の策定方針についてを議題といたします。事</p>

<p>林事務局次長</p>	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第6号につきましてご説明申し上げます。資料の1ページをお願いいたします。</p> <p>新市基本計画の策定方針についてご説明いたします。本案は、新市基本計画の策定方針について、別紙のとおり提案するものでございます。なお、計画の素案は、事務局で作成するものでございますが、本計画は、新市の進むべき方向性や将来のビジョンを示すとともに、新市のマスタープランとして重要な計画となりますので、事前にその策定方針について本協議会のご承認をいただきたいと考えているものでございます。</p> <p>2ページをお願いいたします。1、「計画の趣旨」でございますが、本計画は、合併特例法に基づき、館林市及び板倉町の合併に際し、新市の円滑な運営の確保と均衡ある発展を図ることを目的とし、本計画の実施によって新市の一体性の確立及び住民福祉の向上等を図るものでございます。なお、新市のより詳細かつ具体的な内容につきましては、合併後における新市の総合計画等に委ねるものでございます。</p> <p>2、「計画の構成」につきましては、新市の円滑な運営確保と均衡ある発展に向けた基本方針及びこれを実現するための主要施策、公共的施設の適正配置と整備、財政計画を中心として構成いたします。</p> <p>3、「計画の期間」につきましては、新市の基盤を形成するために、合併後、おおむね10年間について定めるものといたします。</p> <p>4、「計画策定の基本的な考え方」につきましては、4つの事項を基本的な考え方といたします。</p> <p>(1) としまして、将来を見据えた長期的視野に立ち、新市におけるまちづくりの基本理念を設定するとともに、その基本理念の具体化に向けた将来像を示すものといたします。</p> <p>(2) としまして、基本方針を実現するための施策につきましては、基本方針に基づいた体系化を行います。また、両市町の最上位計画であります「たてばやし市民計画2020／館林市第五次総合計画」及び「第1次板倉町中期事業推進計画」を基本に、ハード、ソフトの両面にわたり、効果的な事業の展開を図るものといたします。</p>
---------------	--

3ページに移ります。(3)としまして、公共的施設の適正配置と整備につきましては、住民サービスの低下や急激な変化を及ぼさないよう十分配慮するとともに、地域バランス、財政状況等を考慮しながら、整備の方向性を示すものいたします。

(4)としまして、新市の財政計画につきましては、過去の推移を踏まえるとともに、地方交付税などの依存財源を過大に見積もることなく、合理的で健全な財政運営計画を策定するものいたします。

続きまして、5、住民意見の反映につきましては、合併協議会だよりやホームページ等を通して丁寧な情報発信を行うとともに、ホームページに意見、問い合わせのページを設けるなど、広聴・広報に努めるものいたします。

また、住民説明会を開催するなど、住民参加・対話の手法を取り入れ、本計画の策定に当たって住民の意見を反映していくものいたします。

続きまして、4ページをお願いいたします。新市基本計画策定に関する内容についてでございます。こちらは、合併に当たって新市基本計画を策定する理由やその位置づけ、計画に盛り込むべき内容などを記載した資料でございます。

1の「新市基本計画とは」でございますが、この計画は、合併協議会が作成するものでございまして、最終的に合併協定書の1項目として調印されるものでございます。

2の「新市基本計画の内容」でございますが、計画の内容は、合併特例法において計画に盛り込むべき事項が例示されております。また、計画は、新市の円滑運営確保、均衡ある発展、一体性の確立、住民福祉の向上等に配慮されたものでなければなりません。

なお、総務省より参考例が示されておりますので、その例示や先進地の事例を参考に内容を構成することいたします。

合併特例法第6条第1項には、計画策定に当たっての基本4項目が規定されております。この基本4項目は、資料に記載しました①から④でございまして、本計画の策定に当たりにしても、この内容を取り入れるものでございます。

また、総務省より、目次構成の参考例が示されております。こちらも資

料記載のとおり、1、「序論」から5ページの8、「財政計画」までとなりますが、本計画につきましてもこれに準じて策定したいと考えております。

続きまして、6ページをお願いいたします。3、「計画の手順及び策定体制」でございますが、中段に図で記載しました計画案から計画確定までの手順の流れのとおりでございます。

①、合併協議会の事務局で原案を作成、協議会でご確認をいただいた後、②、住民説明会での意見聴取、反映、必要に応じた修正を行った後、③、県知事への事前協議、④、同じく県知事への正式な協議、⑤、県知事の回答、⑥、⑦の諸手続を経まして、正式な計画になる流れでございます。

7ページには、計画策定体制のイメージ図を記載してございます。計画案の策定につきましては、始めに、両市町の企画・財政担当部署及び合併協議会事務局にて内容の調整を行い、幹事会で検討を行った後、合併協議会でご確認いただくこととなります。また、正式な計画となるまでの間、住民説明会での意見を反映させるものいたします。

引き続き8ページをお願いいたします。計画策定のスケジュールでございます。上段の合併協議会の欄をごらんいただきたいと思います。

9月、本日でございますが、策定方針をご決定いただいた後、11月の末には、合併特例法第6条第5項に規定された「協議会設立から6カ月以内に協議会の設置請求代表者に計画の策定状況を通知し、公表しなければならない」という期限が参りますので、この時期、11月末でございますが、この時期までには、計画の骨子をご確認いただきたいと思います。

また、来年2月には、計画案の最終形に近いものを本協議会でご確認いただき、住民説明会に備えたいと考えております。

来年4月には、住民説明会での意見を反映させた県との事前協議計画案をご確認いただき、来年6月を予定に正式な計画を決定したいと考えております。

事務局の企画担当、財政担当のスケジュールにつきましては、資料記載のとおりでございます。

最後に、本計画の策定につきましては、合併に当たっての重要な計画となりますので、丁寧に協議会にお諮りしてまいりたいと考えています。ま

	<p>た、計画案の策定に当たりましては、現実からかけ離れた理想論を追い求めることなく、館林市と板倉町が持つ地域の特性や資源を生かすなど、新たなまちづくりに向けた計画をつくり上げたいと考えておりますので、委員各位のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上で議案第6号の説明を終了します。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたら、挙手にてお願いをいたします。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>山崎委員</p>	<p>今、説明をいただきました8ページの住民説明会での意見聴取・反映が、3月から4月にかけてということですが、この説明会はどの程度の規模で行われるのでしょうか。例えば館林市全体で66行政区がある。また、板倉町もあるようですけれども、1行政区ごとにやってくれるのですか、それともまたほかの方法でやるのでしょうか、それをお聞きしたいと思います。</p>
<p>議 長</p> <p>林事務局次長</p>	<p>事務局。</p> <p>山崎委員より住民説明会の規模等についてのご質問がございました。この点につきましては、第1回の会議でも質問いただいでご説明をさせていただきましたが、現時点の事務局の考えとしましては、両市町の公民館を全て回って説明を行いたいと考えております。その中で意見を反映し、計画の中に盛り込めるものがあれば取り入れたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>ほかにご質問がございましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>はい、お願いします。</p>

<p>今村委員</p>	<p>板倉町の今村です。国が、平成元年あたりに平成の大合併ということで進めた合併から10年が経過しているのですが、新市の基本計画を策定するに当たりまして、以前は特例交付金もしくは合併特例債ということで起債を大幅に認めて、国は計画を進めてきたわけです。今回におきましては、特例の起債とか交付税算入も含めてですが、特例交付金等、国や県の支援策というのはあるのでしょうか。もしあるとすればどういう支援策が今回考えられるのか。</p> <p>それと、もう一点ですが、新市基本計画の策定については、基本構想でとどまるのか、先ほど説明がありましたとおり、具体的な実施計画については、合併後の総合計画に委ねるということになっておりますが、具体的な計画の進行もしくはその財政計画については、総合計画が中心で事業を進めていくのか、その辺の確認をお願いしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局。</p>
<p>林事務局次長</p>	<p>今村委員から2点ほどご質問をいただきました。</p> <p>1点目は、合併に関する特例の関係でございます。今村委員からもお話がありましたとおり、平成の大合併を終えて、現時点では目ぼしい特例はないものというふうに考えております。</p> <p>交付税につきまして、若干の特例がございますが、過去におけるような起債の関係の特例はないといった状況でございます。</p> <p>それから、本計画の基本構想の中で、どの辺のものを今予定しているかという内容のご質問だったかというふうに思います。基本的には、本計画は新市のあるべき姿の概要を住民の方にお示しする資料という位置づけになろうかなと思います。細かなものにつきましては、さらにそれぞれの合併協定項目の中において、具体的にどういった取扱いをするのか取り決めることになると思いますので、この基本計画に合わせてその合併協定項目の調整内容等も周知を行ってまいりたいというふうに考えております。</p> <p>それから、財政的な面で若干ご質問をいただきました。この計画の中でも将来設計等を見込む予定でございますが、この後、各合併協定項目の中でいろいろ調整を図り、どう取り組むのかが決まらなないと、なかなか推計</p>

	<p>できないものもございます。若干時間のかかるものもございますが、その中でできる限り適正な財政推計を図り、この基本計画の中でお示しをしていきたいというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>どうぞ。</p>
<p>今村委員</p>	<p>そうしますと、今回の合併につきましては、国や県からの支援策というのはゼロということで、今、国が行っている制度上の支援は受けられるけれども、合併に対して特例的に支援をいただくということにはできないという理解でよろしいですか。</p> <p>それと、この新市基本計画については、総務省の認可ということで書かれておるのですが、国は認可をするということにつきましては、新市の計画について基本的には総合計画で後に実施をしていくのでしょうかけれども、最優先で実施されるのかどうか、もう一度確認します。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局。</p>
<p>林事務局次長</p>	<p>基本計画と総合計画の関連といったことになろうかと思えます。合併後、新設合併の場合は、速やかに、また編入合併の場合は数年以内に総合計画を策定することになると考えております。合併後の総合計画が策定された時点で、新市基本計画は、古い計画となるわけでございます。計画期間を10年とすることについても、議論が分かれるところでございますが、いずれにしましても新市基本計画の案は住民のための判断材料という性格も持ち合わせておりますので、合併後の一定期間の方針や取り組みなど、新たなまちとしての姿を示すために必要な計画であるというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。</p>

<p>今村委員</p>	<p>せっかく住民の意見を聞くわけですが、新市基本計画は、合併後の市の最上位計画ではなくて、住民が判断する上での参考にする計画ということによろしいのでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局。</p>
<p>林事務局次長</p>	<p>ただいまの質問に対してでございますが、当然新たなまちを築くに当たっての重要な計画であるというふうに認識をしておるところでございます。新たなまちとなった場合に、将来的には総合計画に引き継がれるものではございますが、合併後の一定期間の新たなまちの姿を示す重要な計画というふうに認識しておりますので、まずは原案ができた時点でご確認いただき、さまざまな意見を取り入れてまいりたいというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ほかにどなたかご意見ございますか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、ないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。</p> <p>議案第6号 新市基本計画の策定方針についてを原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、協議第1号 合併協定項目1 合併の方針についてを議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>丸山事務局次長</p>	<p>事務局次長の丸山でございます。</p>

それでは、協議第1号につきましてご説明をさせていただきます。

資料の9ページをお願いします。協議第1号 合併協定項目1 「合併の方式について」ご説明いたします。合併の方式について次のとおり協議を求めるものでございます。

表の中をごらんください。調整方針につきましては、本日、参考資料をご説明させていただきますので、ご検討をお願いし、次回以降の審議事項とさせていただきます。

次のページ、参考資料、合併の方式についてをごらんください。表の上段にありますように、合併の方式につきましては、新設合併方式と編入合併方式の2つの方式がございます。それぞれの合併方式の定義でございますが、新設合併につきましては、2つ以上の市町村を廃しまして、その区域に新たに1つの市町村を置くこととなります。一方、編入合併につきましては、1つ以上の編入される市町村を廃しまして、その区域を他の市町村の区域に編入することとなります。

また、市町村の法人格につきましては、新設合併では、合併関係市町村の法人格は全て合併と同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生することとなります。具体的には、合併を行う市町村の条例、予算、役職員等、全てが消滅することとなります。一方、編入合併では、編入する市町村の法人格はそのまま存続しますが、編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅することとなります。

次の合併市町村の名称、事務所の位置につきましては、この後の協議事項にありますので、そちらのほうでご説明申し上げます。

次に、財産の取扱いですが、新設合併では、全ての財産（土地、建物、債権等）が新しい市町村に引き継がれることとなります。一方、編入合併では、編入する市町村に編入される市町村の全ての財産が引き継がれることとなります。

次に、市町村の長ですが、新設合併では、合併を行う全ての市町村の法人格が消滅するため、全ての首長がその身分を失うこととなります。このため、合併後、50日以内に新しい市町村において選挙を行い、新たな首長を選任することとなります。一方、編入合併では、編入する市町村の首長の身分に変更はございません。しかし、編入される市町村の首長は、法人

議 長	<p>格が消滅したことにより、その全ての身分を失うこととなります。</p> <p>次の議会の議員につきましては、この後の協議事項にありますので、そちらのほうでご説明申し上げます。</p> <p>次に、一般職の職員の身分でございますが、新設合併では、全ての市町村の法人格が消滅するため、一般職の職員もその身分を失うこととなりますが、合併特例法の規定によりまして、新しい市町村に身分が引き継がれることとなります。一方、編入合併では、編入される市町村の職員は、身分を失うこととなりますが、やはり新設合併と同様に、合併特例法の規定によりまして、編入する市町村にその身分が引き継がれることとなります。</p> <p>次の特別職の取扱いにつきましては、この後の協議事項にありますので、そちらでご説明を申し上げます。</p> <p>次に、条例・規則等の取扱いですが、新設合併では、全ての市町村の法人格が消滅するため、条例・規則は全て失効することになり、新市において新たに制定することとなります。一方、編入合併では、編入される市町村の条例・規則は失効しますが、合併に伴う必要な改正を行った後に、編入する市町村の条例・規則を適用することとなります。</p> <p>表の最後になりますが、県内の合併事例を記載しました。群馬県内において新設合併により合併した自治体は、伊勢崎市を含め9団体となっております。編入合併により合併した自治体は、前橋市を含め6団体となっております。</p> <p>以上で説明を終了いたしますが、冒頭ご説明申し上げましたとおり、本協議事項につきましては、次回以降の審議事項として、改めて議案提出をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入りたいと思います。</p> <p>今回は、協議事項でございますので、本日ご決定いただく内容ではございませんが、ただいま説明申し上げました協議第1号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら挙手にてお願いいたします。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
-----	--

荒井委員	<p>板倉町の荒井です。1点だけお聞きします。ただいま合併協定項目の審議ということで、特に重要な案件として8件示されました。当初の合併協定項目は、24項目あるわけですが、そのうち今回8項目が出されたので、残り16項目あるわけです。それらの調整結果については、基本的に新市基本計画の中に反映してくると思うのですが、新市基本計画の決定が順調に行って29年の2月ですので、残りのこの合併協定項目については、計画決定の後に審議するのか、あるいは途中で審議するのかを確認します。</p>
議 長	<p>事務局、お願いします。</p>
丸山事務局次長	<p>ただいまの合併協定項目のお話ですが、今回8つの項目を説明をさせていただいております。残った項目につきましても、次回以降の協議会に随時提出をさせていただきまして、協議をお願いしたいと考えております。</p> <p>したがって、新市基本計画のでき上がりが2月ということですが、これにとらわれず、調整項目のほうは進めていきたいと考えております。</p>
議 長	<p>そういうことでございます。</p> <p>ほかに何か質問等がございましたら、お願いをいたします。</p> <p>はい、お願いいたします。</p>
江森委員	<p>委員の江森です。ただいまの新設合併と編入合併の説明がありましたが、費用的にはどのような違いがあるのでしょうか。費用もかなり違うのではないかなという気がするのですが、その辺はいかがでしょうか。</p>
議 長	<p>事務局。</p>
丸山事務局次長	<p>ただいまのご質問ですが、合併の方式によって費用の差がどれくらいなのかということだと思います。一般的に、新設合併のほうが割高に</p>

議 長	<p>なると考えられます。その理由としまして、やはり新設合併する場合には、首長選挙を必ず行わなければいけません。そのために財政負担などの増加等も考えられます。</p> <p>そのほか、新設合併の場合は新しい名称になってくとも考えられますので、今まで使っていた各種の様式の変更や道路標識の変更、そういったいろんな面で財政負担などの増加というのが見込まれます。</p> <p>あとは、事務的な面ですが、組織機構を再編するための事務量の増加、それと条例・規則等を新たに制定するための業務の増加等、やはり事務的な面もかなりの部分が多くなってくると考えられております。</p> <p>そういうことでございます。</p> <p>ほかにご質問がございましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>それでは、ないようですので、協議第1号につきましては、次回以降の審議事項とさせていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>合併の方針につきましては、またよろしくお願いいたします。</p> <p>次に、協議第2号 合併協定項目2 合併の期日についてを議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
丸山事務局次長	<p>それでは、資料の11ページをお願いいたします。</p> <p>協議第2号 合併協定項目2 「合併の期日について」ご説明いたします。合併の期日について次のとおり協議を求めるものでございます。</p> <p>表の中をごらんください。調整方針につきましては、参考資料に基づいたご検討をお願いし、次回以降の審議事項とさせていただくものでございます。</p> <p>次のページ、参考資料、合併の期日についてをごらんください。</p>

大きく3項目となっておりますが、始めに、1、住民生活への影響についてご説明いたします。

(1) としまして、住民サービスや各種事務事業の執行上、できる限り支障が少ない期日とすることとさせていただきます。具体的には、転入転出が多い時期や平日の通常業務がある中で事務所の移転などを実施した場合には、円滑な移行ができず、住民に影響を及ぼすことが考えられます。

(2) としまして、合併時に予定されている事務事業や公的行事等の関係を考慮することとさせていただきます。具体的には、新市誕生を祝い、開庁式や各種イベントを行うことも想定されます。そのような事業と重ならないように配慮することが考えられます。

次に、2の首長・議会議員の任期でございます。合併前の首長や議会議員の改選後、数カ月後に合併するとなると、合併方式の違いにもよりますが、合併に伴う選挙をもう一度行う必要が生じることもあります。首長や議会議員の任期を考慮しながら合併の期日を定める必要があります。

次に、3、事務手続等への影響でございます。合併時の効率的な事務処理、事務の引き継ぎ等を総合的に勘案する必要がございます。

(1) としまして、合併するためには、両市町の議会の議決から県の審議を経て総務大臣の告示まで、各種の手続が必要でありまして、相当な日数を要することを考慮する必要がございます。

(2) としまして、合併により消滅した自治体の決算につきましては、通常2カ月間の出納整理期間がなく、即日決算となるため、年度末に合併する場合には、支払い事務や決算事務が集中することになりますので、事務量が増加することを考慮する必要がございます。

(3) としまして、新市への移行を円滑に行うためには、電算システム、特に住民基本台帳関係や税関係システムの統合が不可欠となります。膨大なプログラムの修正とデータの移行作業には相当な時間を要することを留意する必要がございます。

電算システムの安全かつ確実な移行を考えた場合に、四角にありますとおり、合併の期日を平日とした場合には、統合作業が日常業務と並行しますので、作業時間の制約や、万が一作業に支障が発生した場合、証明書の発行ができなくなるなど、住民サービスに影響を及ぼすおそれがありま

<p>議 長</p>	<p>す。したがって、電算システムの移行を安全かつ確実にを行うためには、閉庁日の土曜、日曜、連休中に実施することが望ましいと考えられます。</p> <p>また、年度切りかえ時には、通常の業務量が多く、住民の転入転出時期とも重なります。また、電算システムの操作方法等の変更により、業務に支障を来すおそれもありますので、注意することが必要でございます。</p> <p>以上、合併の期日に関する説明を終了いたします。</p> <p>本協議事項につきましても、次回以降の審議事項として、改めて提出をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいまの協議第2号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願いをいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、質問がないようですので、協議第2号につきましては、次回以降の審議事項とさせていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>合併の期日につきましても、今後、どうぞよろしくお願いをいたします。</p> <p>次に、協議第3号 合併協定項目3 新市の名称についてを議題といたします。</p> <p>事務局に説明をお願いいたします。</p>
<p>丸山事務局次長</p>	<p>それでは、資料の13ページをお願いいたします。</p> <p>協議第3号 合併協定項目3 「新市の名称について」ご説明いたします。新市の名称について、次のとおり協議を求めるものでございます。</p> <p>表の中をごらんください。調整方針につきましては、参考資料に基づいたご検討をお願いし、次回以降の審議事項とさせていただくものでございます。</p> <p>次のページ、参考資料、新市の名称についてをごらんください。</p>

	<p>始めに、新設合併による新市の名称の取扱いですが、各市町村の法人格が消滅し、新たな市町村として1つの法人格が発生しますので、新たな名称を定める必要がございます。新たな名称を定めるにあたり、法律上特に定めはありませんので、基本的には自由に定めることができますが、既存の他の市町村の名称と同一にならないように配慮する必要がございます。なお、合併前の市町村の名称を定めることもできます。</p> <p>次に、編入合併ですが、編入する市町村の法人格のみが存続いたします。新市町村の名称は、編入する市町村の名称とすることが一般的となっておりますが、新たな名称を定めることもできます。新たな名称とする場合には、新設合併と同様に、既存の他の市町村の名称と同一にならないよう配慮する必要がございます。</p> <p>新市の名称を定める上で、従来は、関係市町村の名称の一部を単純に合わせたものもございましたが、その地域の歴史・文化、地理的特性、名称の知名度・定着度等により名称を変更する場合もございます。参考までに両市町の市町名の由来を記載しましたので、後ほどごらんいただきたいと考えております。</p> <p>以上で、新市の名称に関する説明を終了いたしますが、本協議事項につきましても、次回以降の審議事項として改めて提出をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいまの説明に対しましてご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願ひをいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>それでは、ないようですので、協議第3号につきましては、次回以降の審議事項とさせていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>新市の名称につきましても次回以降、よろしくお願ひをいたします。</p>

丸山事務局次長	<p>次に、協議第4号 合併協定項目4 新市の事務所の位置についてを議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、資料の15ページをお願いいたします。</p> <p>協議第4号 合併協定項目4 「新市の事務所の位置について」ご説明いたします。新市の事務所の位置について、次のとおり協議を求めるものでございます。</p> <p>表の中をごらんください。調整方針につきましては、参考資料に基づいたご検討をお願いしまして、次回以降の審議事項とさせていただくものでございます。</p> <p>次のページ、参考資料、新市の事務所の位置についてをごらんください。</p> <p>始めに、新設合併ですが、全ての市町村を廃し、新しい市町村を発足させることとなりますので、住民の利用に最も便利であること、交通の事情や他の官公署などを考慮しながら、新市の事務所の位置を定める必要がございます。一方、編入合併では、一般的には、編入する市町村の事務所の位置を新市の事務所としております。</p> <p>現在の両市町の事務所の現況を記載しましたので、ご説明申し上げます。</p> <p>表の左側、館林市につきましては、所在地は、城町1番1号、施設の構造は、鉄筋コンクリート造り・一部鉄骨造り、規模は地下1階、地上5階、敷地面積は2万766.1平方メートル、延べ床面積は9,760.24平方メートル、竣工は、昭和56年10月でございます。</p> <p>駐車場は、公用車置き場を含めまして202台、支所、出張所はございません。交通としましては、鉄道では館林駅、バスでは市役所前バス停、主な周辺の官公署としまして、国の出先機関が3カ所、群馬県の出先機関が7カ所が所在しております。</p> <p>続きまして、表の右側になりますが、板倉町につきましてご説明をさせていただきます。所在地は、板倉町大字板倉2067番地、施設につきましては、事務量の増加に伴いまして増築を行い、本庁舎・第二庁舎・西庁舎の3つの庁舎がございます。各庁舎につきましては、構造や規模が異なって</p>
---------	--

議 長	<p>おりますけれども、敷地面積の全体では8,917.09平方メートルございます。うち約75%の6,729.77平方メートルが借地となっております。延べ床面積は、資料記載のとおりであり、3つの庁舎を合わせますと2,147.26平方メートル、竣工は、本庁舎が昭和33年7月、第二庁舎が平成3年の12月、西庁舎が平成9年10月でございます。</p> <p>駐車場につきましては、公用車置き場を含めて149台、支所・出張所はございません。交通としましては、鉄道では板倉東洋大前駅、バスでは町役場前バス停、主な周辺の官公署はなしという現況でございます。</p> <p>なお、板倉町におきましては、新庁舎の建設計画が進んでおります。現在、庁舎の西側約700メートルの位置に庁舎を新築する計画でございまして、その概要につきまして、資料と同様の形で申し上げますと、構造は、鉄筋コンクリート造り、規模は地上3階、敷地面積は、既に取得済みの約1万5,000平方メートル、延べ床面積は約4,200平方メートルでございまして、平成30年の上期の移転・開庁を目指した計画となっております。</p> <p>次のページに両市町の事務所周辺における主な官公署の立地状況を示した地図を添付させていただいております。現在の館林市役所と板倉町役場の距離は、直線にして約6.5キロとなっております。小さい円が両市町の事務所から半径5キロ圏内を示してございまして、大きい円は半径10キロ圏内を示してございます。</p> <p>続きまして、18ページと19ページになりますが、こちらのほうは、協議第1号から第4号に係る参考資料としまして、群馬県内及び県外近隣における合併の先進地事例を取りまとめた参考資料を添付しましたので、後ほどご確認いただきたいと思います。</p> <p>以上で、新市の事務所の位置に関する説明を終了いたします。</p> <p>本協議事項につきましても、次回以降の審議事項を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>これにつきましてご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
-----	---

向井委員	<p>館林市の向井でございます。先ほど説明がございました板倉町の新庁舎に関しまして過日、上毛新聞の1面に少し記事が出ておりました。記事では、業者が決まったということで、今度の9月定例会に議案が提案されるという内容でしたけれども、もうこの3階というのは既に議決等をされて、決定しているのでしょうか。新聞によりますと、それも一緒にこれから決めるようなふうな読み方ができないわけでもないような、あやふやな感じでした。板倉町の議長さんから少し説明を受けたのですが、私以外のここに来ていらっしゃる方全てに、板倉町の新庁舎に関しましては、どこまで決定して、これから何が審議されるのか、今後の予定などを詳しく教えていただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>今、そういう質問があったのですがけれども、事務局のほうで、答えられる範囲でよろしいでしょうか。</p>
向井委員	<p>答えられる範囲で結構です。</p>
丸山事務局次長	<p>始めに、建物の3階ということですがけれども、既に実施計画のほうを終了しておりますので、入札のほうも全て完了しておりますので、3階建で進めるということであると思われまます。</p> <p>それと、今の現状ですがけれども、今度の9月定例議会におきまして契約議案として提出をさせていただき予定と聞いております。</p> <p>着工につきましては、議決後ということですがけれども、完成につきましては平成30年の3月を目指した計画ということで聞いております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>そういうことであります。</p> <p>どうぞ。</p>
向井委員	<p>せっかく町長さんが見えになっているので、何かつけ加えることがご</p>

<p>栗原副会長</p>	<p>ございましたら、ぜひよろしくお願ひいたします。</p> <p>板倉町長の栗原であります。</p> <p>今の案件につきましては、10数回にわたる庁舎建設委員会において、一つ一つ丁寧かつ慎重に、最初から合併も視野に入れた庁舎整備ということで計画をしてきた中で、最後の1回においての部分のみを取り上げたものと考えています。そのときには、30人にわたる委員のうち、6名の委員が一定期間凍結して、慎重に推移を見守るべきだという意見や、庁舎建設するもしないも住民投票をするべきだという意見がございました。それについても、それぞれの立場で議論していただいた結果、圧倒的多数で現行どおり建設をするという結果になりました。民主的な会議のルールに従って決定となったので、それを踏まえて入札に進んでよろしいかということも審議をいただき、それも了承いただきましたので、入札が既に完了をしているわけであります。</p> <p>それを踏まえて、昨日、庁舎建設委員会を再度開きまして、議会においては6人の議員が、ある意味では不安的な要素であり、また慎重に進めたいという意見に配慮しまして、入札に関する説明をさせていただいたところではありますが、庁舎の建設に関する一切の質問がなく、入札の結果を了承していただいたという状況です。</p> <p>9月6日に開かれる議会に議案を提出することになっておりますが、議会制民主主義を尊重する全ての議員を含んだ建設委員会で、圧倒的多数で議決をされたことを踏まえて、本議会では個人的な判断ではなく、良識ある議会として全員の賛成をいただけるものと確信をしております。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかに質問はございますか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、ないようですので、協議第4号につきましては、次回以降の審議事項とさせていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>

入される自治体の議員は、その身分を失うこととなります。しかし、在任期間や議員定数について特例措置が定められております。

編入合併の原則をイメージした図をごらんください。編入される自治体の議員は、その身分を失うこととなりますが、編入する自治体の議員は、そのまま議員の残任期間まで在任することとなります。残任期間終了後には、編入する自治体の条例で定める議員定数により、一般選挙を行うこととなります。

23ページをごらんください。在任特例についてご説明申し上げます。在任特例の概要ですが、図に示しましたとおり、編入される自治体の全議員が編入する自治体の議員の残任期間まで在任することができます。なお、特例期間終了後には、編入する自治体の条例で定めた議員定数により、一般選挙を行うこととなります。

次に、定数特例（編入時）について説明申し上げます。定数特例の概要ですが、合併時に定数特例による増員選挙を実施する制度でございます。米印にありますとおり、増員する議員の定数は、編入する自治体の議員定数に、編入される自治体の人口と編入する自治体の人口との割合を乗じた人数が定数となります。

図に示しましたとおり、青い部分ですけれども、編入される自治体につきましては、その区域を一つの選挙区として定められた定数により増員選挙を行うこととなります。しかし、増員選挙によりまして当選した議員の任期につきましては、4年ではなく、編入する自治体の議員の残任期間までとなります。編入する自治体の議員につきましては、そのまま在任することとなります。特例終了後には、編入する自治体の条例で定める議員定数により、一般選挙を行うこととなります。

次に、定数特例（編入時）、その後に定数特例（増員選挙後の最初の選挙時）についてご説明申し上げます。制度の概要につきましては、定数特例による2回の選挙を実施する制度となっております。

図に示しましたとおり、合併時には、先ほどご説明申し上げました定数特例を適用しますので、編入される自治体のみ増員選挙を行い、編入する自治体の議員は、そのまま在任することとなります。

引き続き増員選挙後の最初の選挙においては、定数特例を適用しますけ

	<p>れども、この選挙におきましては、編入される自治体と編入する自治体の両方が別々の選挙区を設けて、それぞれの議員定数により選挙を行うこととなります。定数特例終了後には、編入する自治体の条例で定める議員定数により選挙を行うこととなります。</p> <p>最後になりますが、在任特例その後定数特例について説明申し上げます。制度の概要ですが、編入される自治体の全議員が編入する自治体の議員の残任期間まで在任し、最初の選挙時に、定数特例による選挙を実施する制度となっております。</p> <p>図に示しましたとおり、合併時には、在任特例を適用し、編入される自治体の全議員は、編入する自治体の議員の残任期間まで在任することができます。編入する自治体の議員の残任期間終了後の選挙におきましては、今度は定数特例を適用しまして、編入される自治体と編入する自治体両方が別々の選挙区を設けまして、それぞれの議員定数により選挙を行うこととなります。定数特例終了後には、編入する自治体で定めた議員定数により、一般選挙を行うこととなります。</p> <p>以上、ご説明申し上げましたとおり、議員の定数及び任期の取扱いに関しましては、合併の方式やその期日によって多くの選択肢がございます。合併という特殊な事情を勘案しまして、議員の定数や在任期間について特別措置が定められておりますけれども、これらの審議におきましては、総合的な判断をお願いするものでございます。</p> <p>以上で、議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する説明を終了いたします。本協議事項につきましても、次回以降の審議事項として予定しておりますので、よろしくご説明申し上げます。</p> <p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>ただいまの協議第5号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願いをいたします。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>このことに関しましては、協議事項になっておりますので、板倉町の議員さんのこの次の選挙と館林市議会の選挙、それから本当は合併の期日の</p>
<p>議長</p>	
<p>向井委員</p>	

	<p>ときに申し上げればよかったのかもしれませんが、板倉町長選が、ことしの11月にあるというのは、ほとんどの方がご存じだと思いますが、館林市長選挙の期日も皆さんに知っておいていただいたほうがよろしいのではないのでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局。</p>
<p>丸山事務局次長</p>	<p>それでは、説明をさせていただきます。</p> <p>始めに、市長、町長の任期を申し上げます。館林市につきましては、平成31年4月25日が任期となっております。板倉町については、平成28年1月16日が任期となっております。</p> <p>次に、議会議員の任期を申し上げます。館林市につきましては、平成30年9月30日、板倉町につきましては平成31年4月30日、これが両市町議員の任期となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>ほかに何かご質問がございましたらお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、協議第5号につきましても、次回以降の審議事項とさせていただきますことにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議会の議員の定数及び任期の取扱いにつきましても、今後よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>次に、協議第6号 合併協定項目7 地方税の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>

丸山事務局次長

それでは、資料25ページをお願いいたします。

協議第6号 合併協定項目7 「地方税の取扱いについて」ご説明いたします。地方税の取扱いについて、次のとおり協議を求めるものでございます。

表の中をごらんください。調整方針につきましては、参考資料に基づいたご検討をお願いしまして、次回以降の審議事項とさせていただくものでございます。

次のページ、参考資料、地方税の取扱いについてをごらんください。資料が26ページから30ページまでございます。両市町が定めている地方税の課税内容等につきまして、取りまとめました資料を添付しておりますが、時間の都合もございますので、両市町で課税内容が異なっている税目を重点にご説明をさせていただきたいと思っております。

始めに、1、個人市町村民税でございます。個人市町村民税は、均等割と所得割の2種類が課税されておりますが、両市町ともに均等割は、同額の3,500円、所得割につきましても、両市町ともに同率の6%で課税をしている現況でございます。

次に、2の法人市町村民税でございます。(1)の均等割につきましては、館林市では、制限税率であります120%を適用してございまして、板倉町においては、標準税率を適用して課税しております。

均等割に関する参考資料が29ページにございますので、ごらんください。別表1、法人市町村民税均等割税率一覧表でございます。表の上段にあります資本金等の額1,000万円以下、従業者数50人以下の欄をごらんいただきますと、館林市は6万円、板倉町は5万円となっております。この金額の違いが先ほどご説明申し上げました館林市では制限税率の120%を適用しているため、板倉町よりも2割高い税率となっております。

26ページに戻っていただきまして、(2)、法人税割についてご説明申し上げます。法人税割の標準税率は9.7%となっておりますが、両市町ともに制限税率であります12.1%を適用して課税している現況でございます。

したがいまして、法人市町村民税均等割の税率に館林市では制限税率の120%を適用し、板倉町は標準税率を適用している点が異なっている点でございます。

次に、資料の27ページ、3の固定資産税でございます。固定資産税の税率は、両市町ともに標準税率であります1.4%を適用して課税している現況でございます。

4の軽自動車税でございます。軽自動車税につきましても、両市町ともに標準税率を適用して課税している現況であります。軽自動車税に関する参考資料を30ページに添付しましたので、ごらんください。別表2、軽自動車税の税率一覧表であります。車種や排気量により1台当たりの税率が決まっており、その区分ごとに両市町ともに課税している現況であります。後ほどご確認をお願いしたいと思います。

27ページに戻っていただきまして、5の市町村たばこ税でございます。市町村たばこ税につきましては、両市町ともに法律で定められた一定の率で課税をしている現況でございます。税率につきましては、資料記載のとおりでございます。

次に、6、鉱産税でございます。こちらは、館林市のみ条例を定めておりますが、課税対象はないという現況でございます。

28ページをお願いいたします。7、特別土地保有税でございます。特別土地保有税の税率は、両市町ともに保有分1.4%、取得分3%となっておりますが、税制改正によりまして、平成15年度以降においては課税を停止し、新たな課税は実施しないことになっておりますので、両市町ともに課税はございません。

次に、8の入湯税でございます。こちらは、館林市のみ条例を定めておりますけれども、課税対象はないという現況でございます。

次に、9、都市計画税でございます。こちら館林市のみ課税をしております。都市計画税につきましては、都市計画区域のうち、市街化区域内の土地及び家屋に課税される税金でありまして、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てられる税金でございます。税額の計算方法につきましては、固定資産税とほぼ同様でありまして、制限税率は0.3%となっております。館林市のみですが、制限税率0.3%を適用して課税している現況でございます。

最後になりますけれども、10のゴルフ場利用税交付金でございます。ゴルフ場利用税の70%がゴルフ場の所在する市町村に交付されております。

議 長	<p>板倉ゴルフ場が対象施設となりますので、板倉町のみ群馬県より交付を受けているところでございます。</p> <p>先ほどごらんいただきましたページを飛ばしていただきまして、31ページをお願いいたします。地方税の取扱いに関する特例についてご説明申し上げます。</p> <p>合併関係市町村では、税の不均一課税・課税免除の特例を適用できることになっております。地方税につきましては、原則、同一市町村内においては、公平性を保つ観点から均一の課税をすることになってはいますが、合併特例法第16条第1項の規定によりまして、合併後、直ちに合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって合併市町村の住民の負担に均衡を欠くことになると認められるときには、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、不均一の課税または課税の免除をすることができる制度となっております。この制度を利用する場合には、不均一課税等を実施する内容について、税条例の改正等をする手続が必要となっております。</p> <p>具体的に申し上げますと、館林市と板倉町では、実際に課税している地方税のうち、先ほどご説明申し上げました法人市町村民税の均等割、それと都市計画税、この2つについて取扱いが異なっております。合併に伴い調整が必要な税となっております。</p> <p>これらの調整に当たりまして、不均一課税や課税免除の特例が必要かどうか、今後、専門部会、それと幹事会で検討しまして、その調整方針等につきましては、本協議会にお諮りすることになると考えておりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>以上で、地方税の取扱いに関する説明を終了いたします。</p> <p>本協議事項につきましても、次回以降の審議事項として提出させていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいまの説明につきましてご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
-----	---

<p>議 長</p>	<p>それでは、ないようですので、協議第6号につきましても次回以降の審議事項とさせていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>地方税の取扱いにつきましても、よろしく願いをいたします。</p> <p>次に、協議第7号 合併協定項目10 農業委員会の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>丸山事務局次長</p>	<p>それでは、資料33ページをお願いいたします。</p> <p>協議第7号 合併協定項目10 「農業委員会の取扱いについて」ご説明いたします。農業委員会の取扱いについて、次のとおり協議を求めるものでございます。</p> <p>表の中をごらんください。調整方針につきましては、参考資料に基づいたご検討をお願いしまして、次回以降の審議事項とさせていただくものでございます。</p> <p>次のページ、参考資料、農業委員会の取扱いについてをごらんいただきたいと思っております。</p> <p>始めに、1の館林市と板倉町の農業委員会の現況でございますが、表の3段目にあります農地面積につきましては、館林市では2,911ヘクタール、板倉町では2,180ヘクタールとなっております。基準農業者数は、館林市では799戸、板倉町では957戸となっております。農業委員会の委員定数ですが、館林市では21人、板倉町では18人となっており、委員の任期につきましては、両市町ともに平成29年7月19日までとなっております。</p> <p>注意書きの2にありますとおり、平成28年の4月1日に、農業委員会等に関する法律が改正されています。改正によりまして、委員定数の算定方法等が変更となっておりますが、先ほど説明した定数によりまして、現在の委員の任期まで引き続き適用することもできます。</p> <p>次に、2の農業委員会の取扱いについてご説明申し上げます。原則とし</p>

	<p>て、農業委員会は1自治体につき1農業委員会となっていますが、市町村の面積が2万4,000ヘクタール以上、または農地面積が7,000ヘクタール以上のいずれかの要件を満たすときには、区域を2つ以上に分け、その区域ごとに農業委員会を設置することができます。しかし、今回、館林市と板倉町が合併した場合でも、この要件を満たさないため、一つの農業委員会として再編することになります。</p> <p>次に、3の農業委員会委員の取扱いでございます。始めに、新設合併ですが、合併前の市町村の法人格が全て消滅することになりますので、合併市町村の農業委員会の委員は、全てその身分を失うこととなります。ただし、農業委員会等に関する法律施行令によりまして、定数及び任期について、別途、両市町の協議により定めることができます。</p> <p>次に、編入合併ですが、編入する市町村の農業委員会の委員の身分には変更はございません。編入される市町村の農業委員会の委員は、全て身分を失うこととなります。ただし、こちらにつきましても農業委員会等に関する法律施行令によりまして、定数及び任期について、別途、両市町の協議により定めることができる規定になっております。</p> <p>以上で、農業委員会の取扱いに関する説明を終了いたしますが、本協議事項につきましても、次回以降の審議事項として提出させていただく予定ですので、よろしくお願ひします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいまの説明に対しましてご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願ひをいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ないようですので、それでは協議第7号につきまして、次回以降の審議事項とさせていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>農業委員会の取扱いについても、今後の審議をよろしくお願ひいたしま</p>

丸山事務局次長	<p>す。</p> <p>次に、協議第8号 合併協定項目11 特別職の身分の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、資料の35ページをお願いいたします。</p> <p>協議第8号 合併協定項目11 「特別職の身分の取扱いについて」ご説明いたします。特別職の身分の取扱いについて、次のとおり協議を求めるものでございます。</p> <p>表の中をごらんください。調整方針につきましては、参考資料に基づいたご検討をお願いしまして、次回以降の審議事項とさせていただきます。</p> <p>次のページ、参考資料、特別職の身分の取扱いについてをごらんいただきたいと思っております。</p> <p>始めに、新設合併の場合ですが、合併前の市町村の法人格が全て消滅するために、合併市町村の特別職は、その身分を失うこととなります。ただし、職務により継続性が求められております行政委員会のうち、教育委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会及び農業委員会の委員につきましては、それぞれの法律で定められた手続を行うことにより、新首長の就任前であっても、合併後の一定の期間、その職務を行うことができます。</p> <p>議会の議員につきましては、先ほどご説明申し上げたとおり、在任特例を適用した場合には、合併後、2年を超えない範囲の中で引き続き在任することができます。</p> <p>次に、編入合併の場合ですが、編入する市町村の特別職の身分に変更はございません。しかし、編入される市町村の特別職は、その市町村の法人格が消滅することで、全ての身分を失うこととなります。ただし、議会の議員につきましては、在任特例による在任期間の延長、定数特例による増員選挙を行うことができます。</p> <p>参考資料としまして、常勤特別職、議会議員、行政委員会及び行政委員等について、定数、任期、報酬額を記載した一覧表を添付しましたので、</p>
---------	--

<p>議 長</p>	<p>後ほどご確認をお願いしたいと思います。なお、この一覧表のほかにも各種審議会や委員会が両市町にございますが、現在、両市町で行っている事務事業の洗い出しを行っております。その作業ができましたら、改めて整理ができた段階で審議していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で、特別職の身分の取扱いに関する説明を終了いたしますが、こちらにつきましても、次回以降の審議事項として、改めて提出させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>ただいまの説明に対しましてご質問、ご意見がございましたら、よろしくお願いをいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、協議第8号につきまして、次回以降の審議事項とさせていただきますことにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>特別職の身分の取扱いにつきましても、今後よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>次に、その他でございます。</p> <p>始めに、合併協議会ホームページの公開及び合併協議会だよりの発行について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>林事務局次長</p>	<p>それでは、その他につきましてご説明申し上げます。資料の39ページをお願いいたします。</p> <p>始めに、1、合併協議会ホームページの公開についてでございます。</p> <p>(1)、公開日としまして、平成28年7月28日、木曜日に合併協議会のホームページを公開いたしました。</p> <p>(2)、URL、パソコンのアドレスでございますが、こちらは資料に</p>

	<p>記載のとおりでございます。</p> <p>(3)、内容としまして、本協議会の紹介のほか、会議結果・資料などにつきましては、第1回協議会の資料を全て公開し、8月23日より会議録も追加公開をしております。</p> <p>また、ホームページ上に、ご意見・お問い合わせのページも開設しております。引き続き広聴広報に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>参考までに本日午後1時現在のホームページのアクセス件数、外部からの接続、閲覧件数でございますが、3,558件ございました。</p> <p>続きまして、2、合併協議会だよりの発行についてでございます。</p> <p>(1)としまして、平成28年9月1日木曜、昨日でございますが、合併協議会だより創刊号を発行いたしました。</p> <p>(2)、発行部数は3万4,000部でございます。</p> <p>(3)、配布方法としまして、両市町の広報紙と合わせて毎戸配布するとともに、公共施設へ配布をいたしました。</p> <p>なお、本日、お手元にでき上がりました合併協議会だより創刊号を配布させていただきました。事務局としましては、より良い紙面の作成に努めてまいり所存でございますので、引き続き委員各位のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>その他の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対しまして、何かご質問がございましたら、よろしくお願い致します。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ないようでしたら、合併協議会ホームページ、あわせて合併協議会だよりの発行につきましてもよろしくお願いをいたします。</p> <p>最後に、本日の会議を通して何かお気づきの点がございましたら、挙手にてお願いをしたいと思います。</p> <p>はい。</p>
今村委員	<p>次回以降に審議決定する合併協定項目8項目が提案されたのですが、こ</p>

	<p>れらは、1回の会議で全てを審議決定をしていくのか、幾つかに分けて審議していくのか、今後の審議の方法についてお尋ねします。もう一点につきましては、本日、説明いただいた資料以外に必要な資料を請求する場合は、合併協議会の事務局に請求をすれば、資料として提供していただけるのかどうか、この2点お願いします。</p>
議 長	事務局、お願いします。
林事務局次長	<p>今村委員から2点ご質問をいただきました。今後の審議の予定でございますが、それぞれの合併協定項目、こちらは委員のご質問にもありましたように膨大な量になることが予想されます。まとまったものから順次お諮りをしていく予定でありますので、よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>2点目の資料の関係は、全て公開でございます。事務局にお話をいただければ全てお渡しをしますとともに、ホームページ上にも全て公開しておりますので、そちらを印刷いただいても全く同じようになろうかと考えております。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひします。</p>
今村委員	<p>提出された資料については全て公開でしょうけれども、会議に提出されていない資料について、近隣の状況も含めた参考としての資料があれば請求に対応していただけるのですか。</p>
林事務局次長	失礼しました。事務局で管理している資料は全てご請求いただければお出ししていきたいと思ひます。
議 長	<p>そういうことでございます。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	それでは、ないようですので、以上で本日の議事を全て終了させていただきます。

	<p>これにて議長の役目を解かせていただきます。ご協力大変ありがとうございました。</p>
田沼事務局長	<p>それでは、次第に基づきまして、栗原副会長より閉会の挨拶をお願いいたします。</p>
栗原副会長	<p>大変長時間にわたりまして、皆さんにはお忙しい中をご出席いただき、またご審議をいただきまして、大変ありがとうございました。</p> <p>本格的な議論に入る前の準備段階ではございますが、本日から、いわゆる本論の内容に入ったという見方もできます。</p> <p>昭和の大合併の後、国が推奨した平成の大合併からは、既に時間もたっております。先ほど当町の今村議員から、国による特例法のメリットはないのかという質問がありましたが、私自身も事の経緯を見たところ、その特例法に甘んじたため、無駄な施設や競合する施設を統合し、効率を求めるべきものが、逆の方向に行ってしまう、合併を推進する施策に失敗した傾向が強いと思うのです。いろいろな反省を世論では言われております。</p> <p>そういう中において、まさに今後の少子高齢化、想像を絶する大波が我々の自治体に押し寄せてくる中で、私ども行政に携わる職員も、今だけを見ていてよいのかということを考え、将来に向かってのいわゆる住民の幸せを真剣に考える立場として、法律により、また両自治体の合意により、本協議会が出発したわけでありますから、多少の温度差や委員になられたという立場の違いはあろうかと思いますが、基本的には、今だけを考えるということではなく、将来にわたってどうあるべきか、それが住民の暮らしにどう結びつくかということを念頭に置いていただいて、今後も真剣にお話し合いを続けていただきたいと思います。</p> <p>事務局から提案された議案をしっかりと議論することはもとより、私も合併に関する住民の代表者の1人として必要な資料を点検し、委員の皆様に積極的に公開していきたいと考えております。</p> <p>今後ともよろしくご審議のほどをお願い申し上げまして、長時間にわたっての審議に対するお礼の言葉と、今後のお力添えをお願いすることいたします。</p>

田沼事務局長	<p>大変ありがとうございます。</p> <p>委員の皆様、本日は長時間にわたりご審議、ご協議を賜りまして、大変ありがとうございました。</p> <p>次回、第3回の協議会につきましては、各専門部会による合併協定項目の調整案の進捗状況によりまして開催期日を決定してまいりたいと考えております。期日等が決まりましたらご通知いたしますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、以上をもちまして、第2回館林市・板倉町合併協議会を閉会いたします。</p> <p>本日は、大変ありがとうございました。</p>
--------	--